

概要版

福祉が響き合うまち としまNICEプラン

豊島区民地域福祉活動計画

平成27年度～31年度
(2015～2019)



平成27年3月

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

はじめに

地域福祉活動計画とは...

「誰もが安心して暮らしていける福祉のまち」をめざして、区民の皆さん一人ひとりが主役となって、より良い地域づくり、まちづくりをめざして主体的に関わっていくための具体的な行動計画です。

計画の位置づけ

豊島区民社会福祉協議会の基本計画として、区が作成する「地域保健福祉計画」や「豊島区子育てプラン」とも相互に連携し、地域区民の自発的な活動を支援するものです。

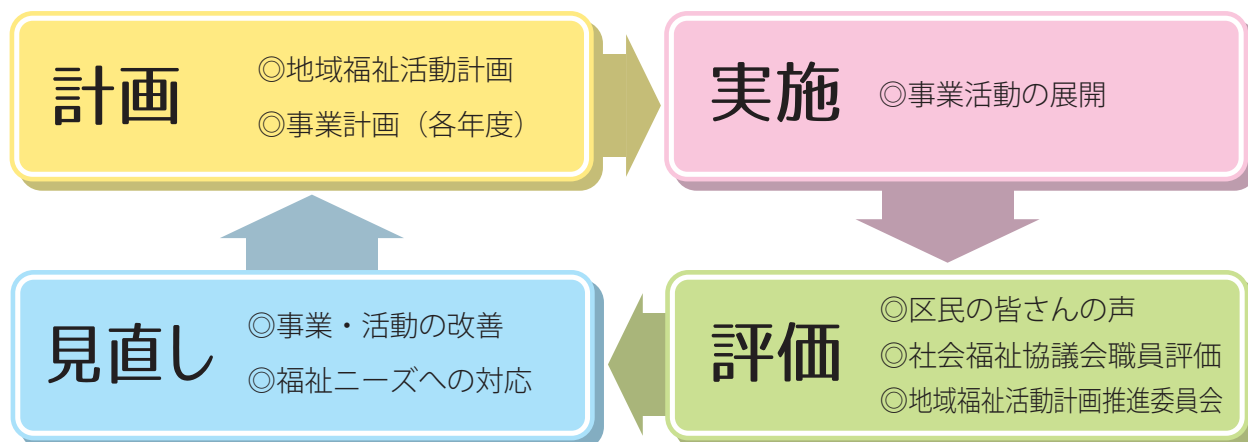
計画の期間

平成 27 年度～ 31 年度までの 5 年間です。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31
社会福祉協議会	地域福祉活動計画							
				地域福祉活動計画				
豊島区	地域保健福祉計画							
				地域保健福祉計画				

進行管理

計画目標に基づいて進捗状況を地域福祉活動計画推進委員会に報告し進行管理を行っていきます。



見直し

事業の改善と新たな福祉ニーズへの対応のため、平成 26 年度に計画の見直しを行いました。

基本理念

『優しさと強さが響きあう福祉のまち』

地区懇談会（現区民ミーティング）、各団体との意見交換会、会員の皆さんのアンケート、中学生との意見交換会及びアンケート等が出された意見を、「めざすまち」として、次の5つのまちの姿にまとめました。

- I. 誰もが「安心」して暮らせるまち II. 新たな「支え合い」のあるまち
 III. 「災害」に強いまち IV. 地域の「元気」がみえるまち V. 「協働」のしくみがみえるまち
- この5つのまちの姿を象徴する基本理念として「優しさと強さが響きあう福祉のまち」としました。



計画の体系

基本理念

めざすまちの姿

基本目標

『
優
し
さ
と
強
さ
が
響
き
あ
う
福
祉
の
ま
ち
』

I. 誰もが「安心」して暮らせるまち

誰もが安心して暮らせるまちをつくりましょう

II. 新たな「支え合い」のあるまち

行政や民間の既存福祉サービスでは対応できないニーズについて、
共助の精神による地域の新たな支え合いを展開していきましょう

III. 「災害に強い」まち

災害時に備え、支援体制を強化しましょう

IV. 地域の「元気」がみえるまち

町会・自治会の更なる活性化のために子ども・若者が地域で活躍し、
地域に貢献できる環境をつくりましょう

V. 「協働」のしくみがみえるまち

地域福祉関係の情報を共有し、スムーズな連携・協働のしくみを
つくりましょう



見直し前の主な事業

1 区民ミーティングの実施 **重点**

2 地域ごとの生活マップづくり

3 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成 **重点**

4 地域福祉サポーター制度の導入

5 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を8圏域に配置 **重点**

6 災害時の支援体制の強化

7 災害ボランティアの育成 **重点**

8 「としま災害ボランティア業務マニュアル」の見直し

9 小地域でのボランティア活動の推進

10 若い世代の町会・自治会での活躍の場の確保

11 地域の子どもを地域で見守る体制の構築

12 町会・自治会の更なる活性化への取り組み

13 ボランティアセンター機能の充実

14 多様な地域福祉に関する情報の共有化と区民への迅速な発信

15 社会福祉協議会と団体等との協働化

見直し後の主な事業

1 参加者主体の区民ミーティングの実施 **重点**2 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成
に向けての啓発と支援 **重点**3 地域福祉サポーター制度の推進 **重点**4 コミュニティソーシャルワーク事業の
推進と新たな展開 **重点**5 若年層が活躍できる地域福祉活動の創出 **新規**6 地域福祉活動をすすめる運営主体となる
担い手(リーダー)の育成 **新規**7 要援護者支援プランの作成と
災害ボランティアセンターの構築 **重点**

8 ボランティアセンター機能の充実

9 社会参加と生きがいづくりへの支援

10 地域の子どもを地域で見守る体制の構築

11 町会・自治会の更なる活性化への協力と支援

12 多様な地域福祉に関する情報の共有化と
区民への迅速な発信13 知縁団体との連携・協働 **新規**14 社会福祉協議会事業のPR **重点 新規**

めざすまちの姿と事業内容

I. 誰もが「安心」して暮らせるまち



子どもから高齢者、障がい者、子育て世代、外国人など豊島区で生活する「誰もが安心して暮らせるまちづくり」のために、区民の皆さん一人ひとりがお互いを助け合う地域福祉の担い手となっていくことを目指します。

事業概要

1 参加者主体の区民ミーティングの実施

重点

- 子どもから高齢者まで多世代が参加し、安心して暮らせるまちづくりについて話し合い、自分たちでできることを実践していきます。
- 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の8圏域ごとに実施します。実施場所は、その圏域の「区民ひろば」等を活用し、定期的に(年4回)開催します。

2 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成に向けての啓発と支援

重点

- 弁護士などの専門職ではなく、区民の皆さんが身近な人を後見する「社会貢献型後見人」の育成に向けて成年後見制度の啓発と利用支援を行います。

II. 新たな「支え合い」のあるまち



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を8つの圏域（10ページ参照）に配置し、地域のネットワーク化を図り「支え合い」のしくみを作ると共に、課題解決の機動性を発揮するため、新たに「地域福祉サポーター」制度を導入。
「新たな支え合いのあるまち」をめざします。

事業概要

3 地域福祉サポーター事業の推進

重点

- 区民なら誰でも参加できる地域福祉サポーターを育成して、地域福祉課題を共有し、解決に向けて活動できるしくみを作ります。
- 地域福祉サポーターは、コミュニティソーシャルワーカー等と連携をとりながら、課題解決の担い手として活動します。⇒ 9ページへ

4 コミュニティソーシャルワーク事業の推進と新たな展開

重点

- 1圏域に2名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、豊島区民社会福祉協議会の地区担当職員や地域福祉サポーター、各種団体、及び行政等との連携を図りながら新たな支え合いのしくみをつくります。
- 各地域での活動は、圏域内の「区民ひろば」を拠点に展開します。

5 若年層が活躍できる地域福祉活動の創出

新規

- 若い世代が地域に関心を持つ交流や地域行事を推進します。
- 若い世代をターゲットにした情報発信のしくみを検討します。

6 地域福祉活動をすすめる運営主体となる担い手(リーダー)の育成

新規

- 地域の身近な活動の場や実践状況を把握し、情報と課題を共有します。
- 地域福祉活動に積極的な人材(キーパーソン)との出会いを活かし、支援できるようなネットワークづくりをめざします。

Ⅲ.「災害に強い」まち



東日本大震災等の教訓を生かし、日ごろから、協力者による見守り活動を行い、地域での災害支援体制について検討を進めます。

事業概要

7 要援護者支援プランの作成と災害ボランティアセンターの構築

重点

- 日頃から災害時の要援護者の所在を把握しておき、本人、家族、地域の支援者の協力のもとに支援プランを作成します。
- 災害時のボランティア活動を効率よく推進するための「災害ボランティアセンター」の構築に備えます。

IV. 地域の「元気」がみえるまち



親、地域、学校と連携して、子どもたちが地域でのびのびと過ごせる環境をつくとともに、中高生をはじめ、若者が地域で役割を担い活躍していく場を創出するほか、小地域活動を推進し地域のつながりを深め、町会・自治会の更なる活性化への取り組みを行い「地域の元気がみえるまち」をめざします。

事業概要

8 ボランティアセンター機能の充実

- 要支援者の要望に迅速に応えられるようボランティアの育成に努めます。
- 地域で活動する新たな人材を発掘し、企業のボランティア活動の参画を促す等、情報センターとしての役割を果たします。

9 社会参加と生きがいづくりへの支援

- 身近な地域で活動できる拠点と実際に活動してみたいと考えている人等の把握をします。
- 地域ぐるみであいさつを通じた世代間の交流を推進します。

10 地域の子どもを地域で見守る体制の構築

- 次代を担う子どもたちが、いきいきと育つように、地域の子どもたちを地域で見守る体制をつくれます。

11 町会・自治会の更なる活性化への協力と支援

- 地域全体で町会・自治会が加入者を増やす取り組みを行うことを応援します。特に、高層マンションの住民に対する町会・自治会加入の呼びかけを推進します。
- 若い世代や子どもたちが関心を持てる新たなイベントの企画などを通して、地域のまちおこしの支援をします。

V.「協働」のしくみがみえるまち



行政や町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、地域の福祉関係団体等との協働のもと、「協働のしくみがみえるまち」をめざします。

事業概要

12

多様な地域福祉に関する情報の共有化と区民への迅速な発信

- 区民の皆さん、行政、社会福祉協議会、地域団体など、関係者が福祉関係資源の情報を十分共有していきます。
- 地域福祉に関する身近な情報を共有するため、8 圏域内で年 2 回連絡会を開催します。

13

知縁団体との連携・協働

新規

- 企業、団体等の地域貢献を推進し支援します。
- 従来の町会・自治会や民生委員・児童委員、青少年育成委員等の地縁団体と新たな知縁団体（NPO 等）の協働をめざします。

14

社会福祉協議会事業のPR

新規

重点

- 地域福祉活動計画の基本理念と豊島区民社会福祉協議会の事業のPRを通じて地域福祉力の向上をめざします。

※ 知縁団体：NPOやボランティアなど。社会貢献活動や慈善活動等のある特定の目的をもって組織された、地域の枠を越えて活動する機能的な団体。

地域でみんなと生きてゆく

「地域福祉サポーター」になって
一緒に活動しませんか。



身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに
気づきや声かけなどの活動を行う地域の小さなアンテナ役
「地域福祉サポーター」(地域ボランティア)を募集しています！



豊島区民社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を地域に配置して、困窮・孤立など多様な問題を抱えた世帯を支えるため、関係機関・団体と連携を図りながら支援を行っています。

このしくみをさらに実効あるものにするため、身近な地域の中で、気づき、声をかけ、CSWとともに活動する「地域福祉サポーター」を募り、新たな支えあいのシステムを構築します。

ときには支え、ときには支えられて、地域で生きてゆく「絆」を大切にする新しい「支え愛(ささえあい)」のしくみにご協力ください。

地域福祉サポーターの応募資格

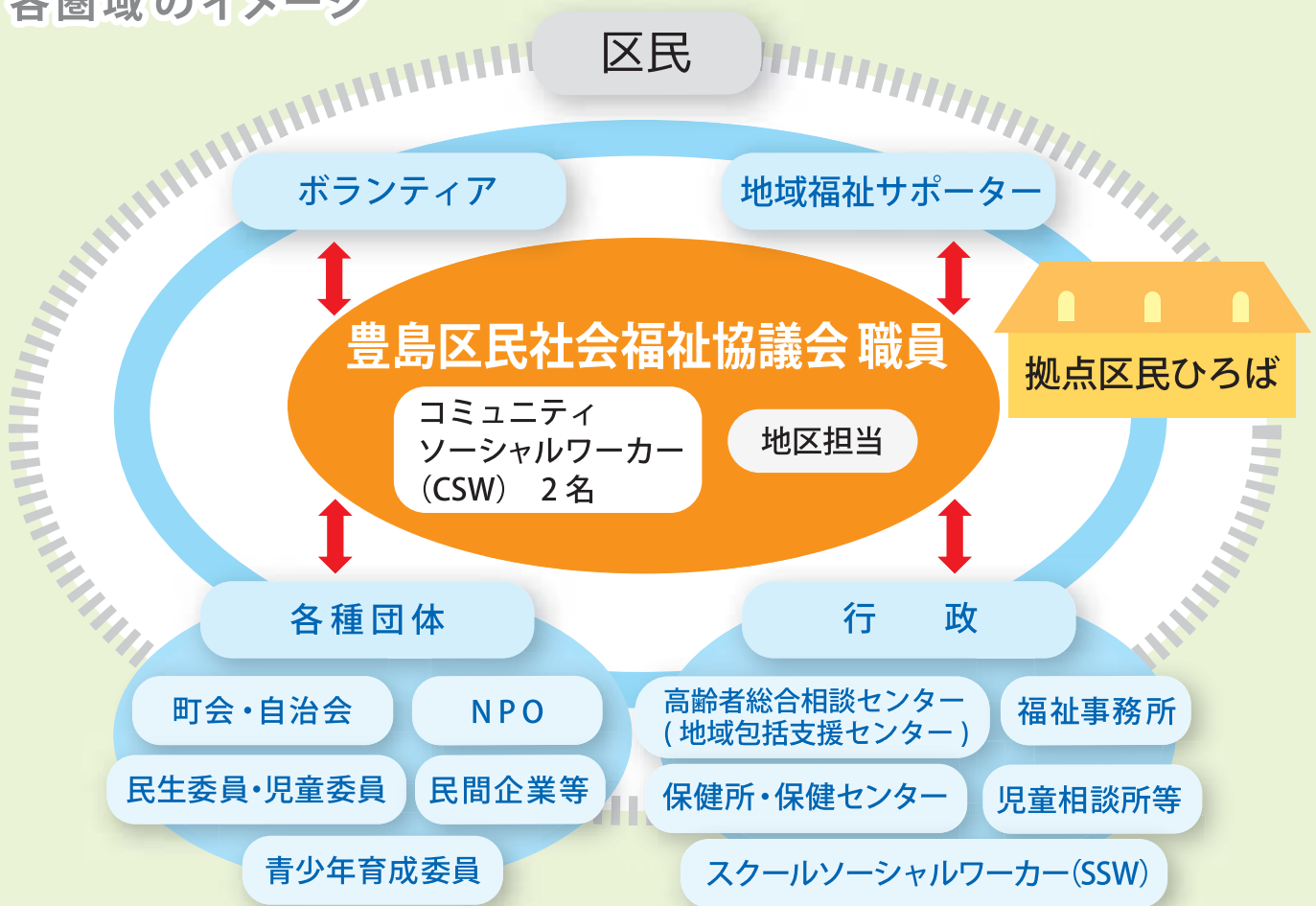
区内在住、在学、在勤の18歳以上の方(高校生不可)。
区内の大学に在学の学生の方など歓迎。
障がいや難病を抱えた方も応募できます。
※サポーターをお願いする方には研修があります。
詳しくはお問合せください。

お問合せは・・・

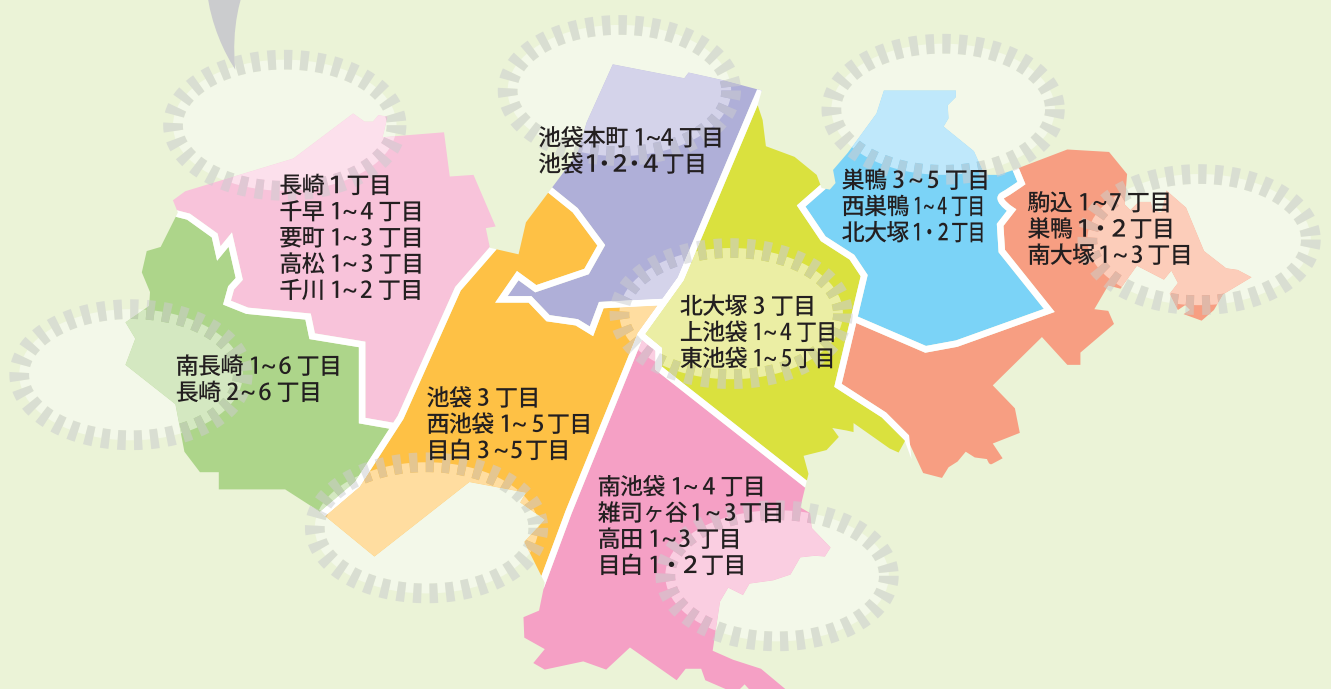
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
地域相談支援課
TEL : 03-3981-4392
FAX : 03-5950-1239
E-Mail : csw_toshima@a.toshima.ne.jp

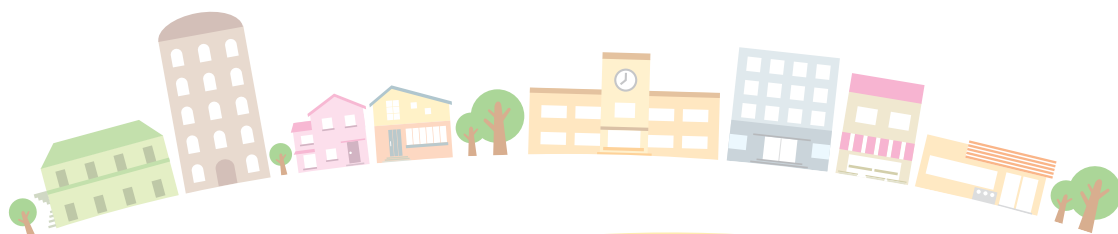
各圏域のイメージ

各圏域のイメージ



8 地区の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の圏域図





福祉が響き合うまち としまNICEプラン

豊島区民地域福祉活動計画 平成27年度～31年度（概要版）平成27年（2015年）3月

発行者 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2
豊島区役所別館 2 階
TEL 03-3981-2930 FAX 03-5954-7105

制作協力 Office TAGO